第３号様式（第８条関係）

※裏面を参照し記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者記入欄 | 妊産婦医療費助成申請書令和　　年　　月　　日　白河市長申請者住所氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　印電話番号 |
|  | 受給資格者番号 |  | 妊産婦 | 氏　　名 | □昭和□平成 |  |
| 生年月日 | 　　年　　月　　日 |
|  | 白河市ひとり親家庭医療費受給資格の有無 | □有（受給者番号：　　　　　）　□無 |  |
| **◎一部負担金領収額が21,000円以上の場合には、次の質問にお答えください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ご加入の健康保険から、付加給付金は支給されますか？ | * いいえ
 | * はい
 | 付加給付金や高額療養費の、給付内容がわかる通知書を添付してください。 |
| 妊産婦の方の一部負担金領収額は、自己負担限度額を超えていますか？ | * いいえ
 | * はい
 |
| 妊産婦の方が診療を受けた月に、同じ保険証に加入の方が21,000円以上の診療を受けて、妊産婦の方との合計額が自己負担額を超えていますか？ | * いいえ
 | * はい
 |
| 「限度額適用認定証」を提示して医療費の支払いをしましたか？ | * いいえ
 | * はい

「限度額適用認定証」をご持参ください。 |

 |

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関記入欄 | 保　険　診　療　証　明　書 |
| 診療年月 | 令和　　　年　　　月分 |  |
| 区分 | □入院　　　　□外来　　　　□歯科　　　　□調剤　　　　□その他 |
| 保険診療合計点数 | 点 | 一部負担金領収額 | 1. 円

※出産一時金を使った場合は領収額ではなく一部負担金（3割）の額を記入 |
| 入院時食事療養費 |
| 食事提供回数 | 回 | 定額負担額 | 円 | 定額負担月額(提供回数×負担額) | 1. 円
 |
| 合　計　（　①　＋　②　） | 　　円 |
| 　　令和　　　年　　月　　日 |
|  | 医療機関コード | 　住　所名　称　　　　　　　　　　　　　　　　　印氏　名電話番号 |
| 　 |
| 　 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者記入欄 | 一部負担金等 | 高額療養費 | 付加給付金 | 他法負担額 | 助成額 |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

**～申請前に必ずお読みください～**

**白河市では、保険者から支給される高額療養費及び付加給付金を差し引いて助成します。**

**下記に該当する方は、先にご加入の健康保険にお手続きをお願いします。**

**※該当するかどうかご不明な場合は、助成申請を受付できません。**

**１　高額療養費について**
　１ヶ月の保険診療分一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、ご加入の健康保険から医療費が払い戻される高額療養費制度があります。

1. 下表の限度額を超えたとき。
2. 限度額に達しない場合であっても、同一月内に同一世帯で21,000円以上の自己負担が複数あるとき、又は、同一人が同一月内に２つ以上の医療機関にかかり、それぞれの自己負担額が21,000円以上であるとき。
3. 同一世帯で１年間に３回以上高額療養費の支給を受けている場合は、４回目以降は限度額が変わります。

高額療養費に該当するのは、次のいずれかの場合です。

＜自己負担限度額表（月額）＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 限度額 | ４回目以降の限度額 |
| 区分ア（標準報酬月額83万円以上） | 252,600円＋(総医療費－558,000円)×1％ | 140,100円 |
| 区分イ（標準報酬月額53～79万円の方） | 167, 400円＋(総医療費－558,000円)×1％ | 93,000円 |
| 区分ウ（標準報酬月額28～50万円の方） | 80,100円＋(総医療費－267,000円)×1％ | 44,400円 |
| 区分エ（標準報酬月額26万円以下の方） | 57,600円 | 44,400円 |
| 区分オ（住民税非課税世帯） | 35,400円 | 24,600円 |

※　所得等により標準報酬月額は異なりますので、詳しくはご加入の健康保険に確認してください。

※　総医療費には、保険診療対象外の費用及び入院時食事療養費は含まれません。

**２　付加給付金について**

　健康保険によって、１ヶ月の保険診療分一部負担金が一定額を超えた場合に付加給付金が支給される場合があります。支給についてご不明な場合は、ご加入の健康保険に確認してください。

　※全国健康保険協会、国民健康保険には付加給付制度はありません。

**３　申請上の留意事項**

　・領収書は１ヶ月ごとにまとめて、診療月の翌月以降に申請してください。

　・保険診療対象外の費用（文書料、選定療養費、容器代等）は申請できません。

　・偽りその他不正の申し立てによって助成を受けた場合は、該当助成額の全部または一部を返還していただきます。

　・郵送でも申請可能です。郵送先：〒961-8602　白河市八幡小路7-1　白河市こども支援課　宛